

提出府省名	文部科学省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のための人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性 b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性 c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)、b)について ○文部科学省では、青少年の豊かな人間性を育むため、自然体験活動の機会を増加させる施策を進めている。 ）施策の概要 子どもたちの豊かな人間性を育むために、複数の関係省庁と連携し、地域において関係機関・団体等が協働して多様かつ継続的な体験活動プログラムを開発する取組を推進する「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」を実施した。 独立行政法人国立青少年教育振興機構において、立地条件や各施設の特色を生かした自然体験活動等の機会と場の提供等を行うとともに、その成果を公立の青年の家や少年自然の家等に広く普及した。また、本機構に創設されている「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する自然体験活動等への支援を行った。 ）施策の実施状況 平成 19 年度「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」においては、関係 6 省庁と連携しつつ、35 箇所事業が実施された。 また、平成 19 年度においては、国立青少年教育施設計 28 施設において、自然体験活動等の機会と場の提供等が行われるとともに、「子どもゆめ基金」において、青少年教育に関する団体が行う 859 件の自然体験活動が採択された。	

）施策の効果・課題等

当該施策を通して、自然体験活動に関して一定の基準を満たした指導者については、新規登録者数を毎年度維持、増加させていくこと、自然体験活動に資する場所については、登録件数を毎年度維持、増加させていくこと、自然体験機会を得た子どもの割合については、毎年度維持、増加させていくことを目標とした。

平成 19 年度は、平成 18 年度の 10,531 人から 2,720 人に大きく減少した。基準年度の平成 14 年度からは 303 人増加したが、14～19 年度の平均 4,323 人に満たなかったことから、今後も指導者の養成、登録について特に充実を図る必要がある。

自然体験に資する 3 種のプロジェクトの登録件数によって達成状況を確認しており、平成 19 年度は、平成 18 年度の 358 カ所からの 371 カ所へと 13 箇所(約 3.6%増)増加した。基準年度の平成 14 年度からは 154 カ所増加し、想定どおり順調に増加している。

平成 18 年度と平成 19 年度調査の自然体験機会を得た子ども(小学 1 年生～6 年生)の割合については、「子どもが公的機関や民間団体等が行う行事に参加したか」の小 1～6 はすべて減少しており、「子どもが公的機関や民間団体等が行う活動以外で家族や友だちなどと一緒に自然体験活動を行ったか」の小 5、6 以外は減少している。

以上を総合すると、当該施策は、一定の成果が上がっているが、一部については、想定どおりに達成できなかった。

）今後の方向性等

「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」と「青少年の意欲向上・自立支援事業」を統合させた「青少年体験活動総合プラン」を 20 年度より実施していく。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、引き続き事業実施に必要な経費を要求していく。

自然体験活動指導者の新規登録者数は大幅に減少したことから、指導者の養成、登録について特に充実を図っていきたい。

自然体験活動に資する場所の登録件数は、今後もこれらの場所の周知・活用をよびかけてまいりたい。

青少年の自然体験活動への取組については、家族や友だちなどと一緒に自然体験活動を行った小 5、小 6 以外は、減少している。このため、学校・青少年団体において行われる自然体験活動をより一層推進するとともに、保護者等への広報・啓発を通じての自然体験活動の重要性についての認識を涵養してまいりたい。

調査内容項目 b)について

○「豊かな体験活動推進事業」

）施策の概要

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、農山漁村での長期宿泊体験活動をはじめとして、自然の中での長期宿泊体験活動や社会奉仕体験活動など、他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指定し、その成果を普及する「豊かな体験活動推進事業」により、学校における豊かな体験活動の推進を図る。

）施策の実施状況

平成 19 年度には、「豊かな体験活動推進事業」において、1,171 校を指定するとともに、全国 6 カ所でのブロック交流会の開催や事例集の作成により、成果の普及を図った。

）施策の効果・課題・今後の方向性

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進む中で、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむためには、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことが有意義である。

平成 20 年度より、文部科学省、農林水産省、総務省の 3 省が連携して「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進しており、今後 5 年間で、全国の小学校で農山漁村における集団宿泊活動を実施できる体制を整備することとしている。文部科学省においては、引き続き「豊かな体験活動推進事業」を実施してモデル事例の収集や成果の普及を図り、財政的な支援をはじめ、効果的な体験活動プログラムの構築、ボランティアや指導員の確保・活用など様々な課題を解決していく。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

モデル事例の収集とその成果の普及により、農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとする学校における体験活動の推進を図るため、平成 21 年度概算要求においても、「豊かな体験活動推進事業」を引き続き要求する。

○現代的教育ニーズ取組支援プログラムにおける「持続可能な社会につながる環境教育の推進」

）施策の概要

現代的教育ニーズ取組支援プログラムのテーマのひとつに「持続可能な社会につながる環境教育の推進」を設定した。

各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、大学等から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定し、広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことで、これからの時代を担う優れた人材の養成を推進する。この中で、公募テーマの一つとして「持続可能な社会につながる環境教育の推進」のテーマを設定し、大学等が「持続可能な社会」の構築に向け、複眼的な視野をもちつつ行う、実社会との相互交流を踏まえた学生に対する環境教育の組織的な取組を選定し、支援を行う。

）施策の実施状況（平成 19 年度中心）

平成 19 年度においては、プログラム全体で 119 件を選定し、そのうち「持続可能な社会につながる環境教育の推進」では 16 件を選定した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 20 年度から、現代的教育ニーズ取組支援プログラムは、特色ある大学教育支援プログラムと発展的に統合し、質の高い大学教育推進プログラムとして実施することとしている。

この質の高い大学教育推進プログラムでは特に公募テーマの設定をしていないが、環境教育を含め、大学教育改革に資する優れた取組について支援を行うこととしている。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のための人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性 b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性 c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)、b)、c)について ○バイオマスタウンアドバイザー養成研修 地域に賦存する未利用のバイオマスをはじめ、環境資源の保全と有効活用及び地域の特性を踏まえた創意工夫あふれる地域づくりのためのために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりを強力に推進するため、農林水産省では以下の取組を実施している。 ）施策の概要 バイオマス・ニッポン総合戦略（H18.3 閣議決定）に基づき、バイオマスの賦存量把握手法、製品やエネルギー等多様な変換・利用方法、農林水産業をはじめとする地域の様々な産業との連携等、多方面にわたる豊富な知見を有するとともに、地域の実状を踏まえて関係者間の調整や事業化に向けた支援等により「現場を動かしていく」人材であるバイオマスタウンアドバイザーを養成する。 ）施策の実施状況 同総合戦略を推進するため、補助事業としてバイオマスタウンアドバイザー養成研修を実施。平成 18～19 年度の 2 カ年で、合計 64 名のバイオマスタウンアドバイザーを養成。市町村担当者に対するバイオマスタウン構想構築のためのアドバイスを実施するほか、研修会の講師やシンポジウムのパネリスト等、幅広く活躍中である。	

）施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、バイオマスタウン構想の策定意向やバイオマス利活用施設を整備しようとする市町村担当者からの要請を受け、様々なアドバイスが可能となり、全国のバイオマス利活用の進展に寄与していると考えられる。一方、人材の地域バランスの不均衡が生じており、本年度についてはこの点を是正し、全国各地でバイオマスタウンアドバイザーを活用できるような体制を構築したい。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

バイオマスをはじめ、広く農林水産分野における資源・環境対策の推進の観点からのアドバイスが可能なトップレベルの人材を養成する観点から、農林水産分野における地球温暖化対策及び生物多様性の保全についても研修項目とすることとしている。

調査内容項目 b)について

○子ども農山漁村交流プロジェクト

）施策の概要

「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」(副大臣PT)が平成19年6月21日に取りまとめた府省連携の対応方向に基づき、農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進するものである。

）施策の実施状況

平成20年度より実施しており、全国53地域を受入モデル地域として選定したところである。

）施策の効果・課題・今後の方向性

子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として進めている。特に、農林漁家での民泊などを通じて農山漁村生活を実際に体験すること、農林漁業体験を通して、食の大切さを学ぶことが大きな特色である。普段の生活とは異なる環境や人間関係の中に身を置き、様々な実体験を行うことは、子どもたちの新たな一面を引き出し、成長を促す効果がある。農林水産省においては、全国の小学校で体験活動を展開することを目指し、今後、農山漁村における宿泊体験の受入体制の整備、地域の活力をサポートするための全国推進協議会の整備等を進める方針である。子ども農山漁村交流プロジェクトの効率的かつ効果的な推進を図るため、受入モデル地域を核とした受入体制整備の強化、受入地域と小学校の情報の共有化、地域リーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムや安全管理体制の確立などを総合的に実施する必要がある。

）課題を踏まえた検討中の新規・拡充予算要求

将来的に、毎年、全国約120万人(1学年規模)の小学生が参加できるよう、農山漁村における受入体制を整備するため、平成21年度予算概算要求において新規事業である「子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業」について要求しているところである。

調査内容項目 b)について

○美しい森林づくり活動推進事業

地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業

）施策の概要

「美しい森林づくり推進国民運動」の一環として、国民参加の森林づくりやそのサポート組を対象とした研修や支援を実施しているものである。

）施策の進捗状況

森林づくり活動への支援を実施するとともに、「美しい森林づくり推進国民運動」がスタートした平成19年度は、森づくり活動サポート組織の立ち上げ支援を行いそのネットワークづくりに取り組んだ。

）今後の方向性

引き続き森づくり活動への支援を行うとともに、森づくり活動サポート組織の一層の充実や活動の安全確保対策への支援を実施することにより、多様な主体による森林整備を推進する。

調査内容項目 b)について

○「遊々の森」制度

）施策の概要

多様な体験活動の場として、豊かな森林環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に体験活動が展開できる場を積極的に提供し、学校等による森林環境教育の推進に寄与するものである。

）施策の実施状況

平成19年度末時点で139カ所の「遊々の森」が設定されている。

）今後の方向性

平成21年度新規事業として、国有林野において森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施する「森林・林業体験交流促進対策」の予算要求を検討しているところである。

調査内容項目 a)、c)について

○森林環境教育推進総合対策

）施策の概要

森林環境教育の取組を推進する人材の育成や普及啓発等の対策を総合的に推進するものである。

）施策の実施状況

平成19年度は、

- ・ウェブサイトを通じたイベント情報等の発信
- ・企画・調整力を有する質の高い人材を育成するための研修の実施
- ・学校や森林組合を対象に森林環境教育への取組を促すリーフレットの作成

等を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

引き続き、森林環境教育の取組を推進する人材の育成や普及啓発等を総合的に推進することとし、特に、

- ・ウェブサイト上で森林環境教育活動の優良事例を紹介するなど情報を充実
- ・森林組合や森林所有者等を対象に、地域における森林環境教育の指導者を育成
- ・学校等で活用できる森林環境教育の教材の作成

に取り組む。

(*) 普及啓発については、重点調査事項 のb)にも一部該当

調査内容項目 c)について

○ 市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全の推進

漁協や NPO 等が行う漁場環境保全の取組等を推進するため、農林水産省では、以下の施策を進めている。

) 施策の概要

近年、経済・産業活動等による漁場環境・生物多様性への負の影響などが指摘され、これらに対して総合的な対策に取り組むことが必要となっている。その一環として、本施策は、漁協や NPO 等が行う海浜・河川等の清掃活動及び森づくりや、漁場環境に関する情報収集・提供等の対策を通じて、漁協や NPO 等の連携による効率的な漁場環境保全等の活動を促進し、漁場環境における生物多様性の維持保全と水産資源の持続的利用に資することを目的としている。

) 施策の実施状況

平成 19 年度に行った海浜等清掃活動の実施状況調査(47 都道府県のうち 35 都道府県から回答)では、全国で延べ 21,542 回の漁協や NPO 等による清掃活動が行われ、延べ約 138 万人が参加していることが分かった。また、河川の流域環境保全のための植樹活動(漁民の森づくり活動)の実施状況調査では、全国 174 箇所を実施され、延べ約 18,000 人が参加していることが分かった。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも、海浜等の清掃活動等の実施状況調査を行うほか、漁協や NPO 等が実施する清掃活動等の活動実態の情報収集・提供等を通じて、漁協や NPO 等の活動主体間の連携強化を図る。

) 課題を踏まえた検討中の制度改革

特に無し。

調査内容項目 c)について

○ 環境・生態系保全活動支援調査・実証事業

) 施策の概要

漁業者が中心となり取り組んでいる藻場・干潟の維持・管理等の環境・生態系保全活動は、漁場環境の保全や漁業生産性の向上のみならず、幅広く国民に利益をもたらす公益的機能を有している。

一方、漁業を取り巻く経営環境の悪化などによる漁業者の減少・高齢化の進展などから、従来、漁業者が果たしてきたこれらの活動の低下が懸念されている状況にある。

このため、これら公益的機能の維持・強化を図り、漁業の存続・発展と多面的機能の維持・増大

を促進するため、支援手法や実施体制の確立に必要な調査や実証試験による実効性の検証を行う。

) 施策の実施状況

平成 19 年度については、14 道府県 24 地域において藻場・干潟等の試行的保全活動を行い、支援手法の検討に資する基礎データが収集された。

また、会報の発行やシンポジウムの開催により、普及・啓発に努めた。

) 施策の効果

平成 20 年 5 月に環境・生態系保全活動支援制度検討会が立ち上げられ、本事業で得られたデータ等から、漁業者と市民による藻場・干潟等の保全活動への支援制度の検討が開始された。

) 今後の方向性

平成 20 年度についても、前年と同様に実証試験を実施し、情報を収集するとともに、環境・生態系保全活動支援制度検討会を開催し、漁業者と市民による藻場・干潟等の保全活動への支援制度について、確立を図る。また 21 年度の新規予算事業として、環境・生態系保全活動支援事業や環境・生態系保全活動支援推進事業を検討中である。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のための人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性 b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性 c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
経済産業省では、環境の取組みを持続可能なものとするため、ビジネスとしての運営が必要と考え、これまで地域における企業、市民等が連携した先進的な環境コミュニティ・ビジネスを公募により掘り起こし、その展開を支援するとともに、その成果、課題等を評価し広く普及・啓発を行ってきた。 (実例) ○北海道バイオディーゼル燃料寒冷地ビジネスモデル構築事業 市民団体等との連携により、バイオディーゼル燃料製造過程で発生する廃グリセリンや余剰廃食油を燃料とするボイラーを新規開発、廃食油回収システムを構築し、さらに、搾油作物(エゴマ等)の栽培・商品化による地域エネルギー循環システムの研究などを行う事業である。環境問題を考える講演会を、小学校5校、中学校1校、高校1校、一般市民1回で開催、641名の参加を得た。 ○沖縄県養殖サンゴ植え付けによる地域の産業振興および自然環境復元事業 天候に左右されずダイバーでなくとも行えるサンゴの陸上植え付けを地域と連携し、地域観光施設における体験型環境学習の素材として修学旅行客等に提供することで、サンゴ礁回復による生態系の復元・維持と環境事業を結びつける事業。 平成20年度からは、「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動を促進するため、温室効果ガスの排出削減につながる取組への助言や排出削減の普及啓発などを企業・個人に対して行うビジネスに対して支援を行う。	

具体的には、省エネ機器への買換や買い物の際の公共交通機関利用、マイバック持参等に対しエコポイントを発行する等、消費者の環境配慮行動の効果的なインセンティブを与える手法導入により、地域ぐるみの国民運動をビジネスの側面から支援する。

調査内容項目 a)について

環境コミュニティ・ビジネスを発掘・育成することにより、環境リーダーの育成に繋がってきた。また、各種地域の特性に合わせた事業を通じて環境教育・環境学習の実施に繋がってきた。

20年度からは、「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとして、より環境意識の向上に繋がる事業への支援を行う。

調査内容項目 b)、c)について

上記のような地域に根ざした事業を採択する際には、地方公共団体等との連携が出来ており、持続可能なものについて、優先採択している。また、採択した事業をモデルとして他地域への普及啓発を行っている。

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のための人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性 b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性 c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)、b)について ○環境教育プログラムの提供 ）施策の概要 都市公園において、環境教育の指導者養成講習会等を行う「プロジェクトワイルド」をはじめとする環境教育プログラムを提供し、環境教育ボランティアの育成を推進している。 ）施策の実施状況 環境教育プログラム「プロジェクトワイルド」については、平成19年度に32回の講習会を実施し、平成19年度末現在、累計で457人の環境教育プログラムの指導者が育成されている。 ）施策の効果・課題・今後の方向性 当該施策の推進により、着実に環境教育の推進が図られている。今後も継続的に環境教育プログラムの提供を推進する。 調査内容項目 a)について ○川の指導者育成 ）施策の概要 「川に学ぶ」社会の実現に向け、川を安全に利用できるよう、河川管理者や地域の住民等を対象とした川の指導者育成を推進。 ）施策の実施状況（平成19年度中心）	

NPO等が実施している川の指導者養成講座等を支援。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

施策実施により、各地方における川の指導者は着実に増加している。一方、地域により指導者数に偏りがあることから、引き続き指導者育成を推進していく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

調査内容項目 a)について

○ 気象講演会の開催

) 施策の概要

地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として「気候講演会」を開催する。

気象や地震に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」を開催する。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、「知ろう わかろう 地球温暖化」と題し、気候講演会を 8 月に東京、2 月に名古屋で開催した。参加者数は、合わせておよそ 600 名。平成 20 年度も同様に、「知って防ごう 地球温暖化」と題し、8 月に新潟で開催した。参加者数は、およそ 300 名。

平成 19 年度は、自然災害に対する防災対策等をテーマとした防災気象講演会を 37 箇所で開催した。参加者総数は、およそ 9,500 名。平成 20 年度は、8 月末現在、12 箇所で開催した。参加者総数は、およそ 2,000 名。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 20 年度内も引き続き、気候講演会を大阪（1 月）で開催予定。

平成 20 年度内も引き続き、全国各地で防災気象講演会を開催予定。

調査内容項目 b)について

○ 「子どもの水辺」再発見プロジェクト

) 施策の概要

「川に学ぶ」社会の実現に向け、河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して「子どもの水辺」を選定・登録し、「子どもの水辺」を活用した河川環境学習を推進。

) 施策の実施状況（平成 19 年度中心）

平成 19 年度末時点 261 箇所の「子どもの水辺」が登録されており、河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して河川環境学習を推進している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

環境教育において河川がより効果的に利活用されるよう、引き続き本施策を推進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

本施策がより広範に活用されるよう、「子どもの水辺」登録制度の見直しを行う。

調査内容項目 c)について

○河川管理への住民参加

）施策の概要

河川管理者、地方公共体、市民団体等が役割分担を定め、河川美化活動等を協働で実施。

）施策の実施状況（平成 19 年度中心）

平成 18 年度においては、711 の市民団体が河川敷等の清掃や草刈り等の美化活動を行い、河川管理に参加した。（大臣管理区間）

）施策の効果・課題・今後の方向性等

今後も、河川管理者、地方公共団体、市民団体等の連携を推進し、河川管理を実施する。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

調査内容項目 b) \ c) について

○海辺の自然学校

）施策の概要

国民が地球温暖化問題等環境保全の重要性を認識・理解し、環境保全のための行動が習慣となるよう、環境保全活動及び環境教育の場を提供すると共に活動の支援を行う。

）施策の実施状況（平成 19 年度）

みなとの良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどと連携しつつ、親子向けの自然体験プログラム「海辺の自然学校」を開催した。

平成 19 年度は、海辺での自然体験活動や海の生き物に関する学習などを中心に、全国 35 カ所で 51 回開催。参加人数は、およそ 3,300 人。

）施策の効果・課題・今後の方向性

全国の海辺や海で活動する団体や個人により構成されるNPO法人等と連携し、海辺の自然体験・環境学習を推進していくとともに、直轄港湾事務所とNPO法人等との連携を強化し、自然体験学習の機会を増やしていく。

提出府省名	環境省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のための人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性 b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性 c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)、b)について ○ こどもエコクラブ事業) 施策の概要 子どもたちが地域において自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、全国の子どもたちを対象として「こどもエコクラブ」の結成、登録を呼びかけるもので平成7年度から実施しており、登録されたクラブ及びそのサポーター（大人）に対しニュースレターの配布等により、環境情報の提供等を行う。) 施策の実施状況 平成19年度においては、4,216 クラブ、167,466 人の参加を得た。) 施策の効果・課題・今後の方向性等 施策の実施により、地域の子どもたちの環境への意識、環境保全活動の取組の促進に着実に効果をあげている。今後も更なる普及を図る。) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求 更なる普及のため、ウェブサイトによる情報発信機能の拡充のため予算要求を行う。	

調査内容項目 a)、b)について

○我が家の環境大臣事業

）施策の概要

環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家族のリーダーを「我が家の環境大臣」として任命し、ウェブサイトを通じて環境家計簿を提供する等、家庭におけるエコライフを支援する。

）施策の実施状況

ウェブサイト登録は、52,377 世帯（平成 20 年 3 月末）

）施策の効果・課題・今後の方向性

ウェブサイト登録数は前年度から約 85%増加しており、今後も普及・拡大を継続していくほか、環境家計簿が企業における従業員教育の一環として利用されるケースが増加しており、そうしたニーズにも応えられるよう、ウェブサイトの機能を強化していく。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

特になし。

調査内容項目 a)、b)について

○学校エコ改修と環境教育事業

）施策の概要

地域社会の中核である学校において、校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進する。

）施策の実施状況

平成 19 年度においては、16 校のモデル校で事業を行った。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

最も効果的な措置の組合せは、寒地・暖地といった気候区分や都市・近郊・田園などの立地条件、学校校舎の特徴等によって大きく異なることから、気候区分や立地条件を考慮し、現在採択されていない気候区分の学校において事業を実施しつつ、革新的技術の試行、導入や木造校舎のモデル化等への進化を図る。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

特になし。

調査内容項目 a)、b)について

○環境教育指導者育成事業

）施策の概要

学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視した研修（「環境教育リーダー研修基礎講座」）を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図る。

）施策の実施状況

平成 19 年度においては、全国 7 か所において研修を実施し、307 名の参加を得た。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

施策の実施により、全国における環境教育の指導者は着実に増加している（累積 1,413 名）。今後とも本研修を継続し、地域の環境リーダーの育成を推進する。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求
特になし。

調査内容項目 a)、b)について

○環境教育・環境学習データベース総合整備事業

）施策の概要

環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースを構築。収集した情報は、インターネットにより提供し、環境教育・環境学習の促進を図る。

）施策の実施状況

平成 19 年度においては、ウェブサイトにも月平均 42,546 の訪問者を得た。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

施策の実施により、平成 18 年度においては、月平均 24,596 人の訪問者が、平成 19 年度においては月平均 42,546 人と訪問者が 2 倍近くとなり、本ウェブサイトは環境教育・環境学習に関する情報の取得手段として広く利用されている。今後とも本事業を継続し、環境教育・環境学習に関する情報を広く発信する。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求
特になし。

調査内容項目 a)、b)について

○21 世紀環境教育 A A A プラン推進事業

(発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究)

）施策の概要

文部科学省と連携し、発達段階（学校段階・学年）に応じた環境教育の「ねらい」（目標）及び環境分野・領域別の学習内容を策定するために必要な調査研究等を行い、その成果を学校現場等に提供する。

）施策の実施状況

平成 20 年度に調査研究を実施する。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

学校の教員に対し、「どのような目的を持って」、「どの段階で」、「何を」教えるかを具体的・体系的に示すことで、学校での環境教育が推進されるだけでなく、児童生徒への教育効果も高めることができる。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

「ねらい」等の調査研究の結果を生かして、学校教育のあらゆる過程、場面において、CO2 削減を中心とした環境保全のための学び及び実践・行動を学校内及び学校が指定する地域のフィ

ールドで行う「クールアーススクール」事業を展開する。

調査内容項目 a) について

○エコインストラクター人材育成事業

i) 施策の概要

自然学校のインストラクターやエコツアーガイドなどを育成するため、環境省と各地の自然学校等が連携して共通カリキュラムにより、集合や巡回及び通信による研修に加え、自然学校での実際の業務を通じて知識や技術を習得する約 5 か月間に渡る実践的な研修を実施。

) 施策の実施状況

平成 19 年度受講者 79 人

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

地域でのエコツーリズムや自然体験活動での就業を促進し、エコツアー等の質の向上につながっている。平成 20 年度においても本研修を実施し、人材育成を促進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

特になし。

調査内容項目 a) について

○自然解説指導者研修

) 施策の概要

自然公園のビジターセンター、自然観察の森、ふるさといきものふれあいの里など、自然解説を実施している公共の施設で、自然解説活動を担当する職員やボランティア並びに国・地方公共団体等の自然ふれあいに関する業務を担当する者を対象に、実習等を中心とした研修を実施。

) 施策の実施状況

・基本研修 入門コース A 平成 19 年度修了者 24 人

・基本研修 入門コース B 平成 19 年度修了者 30 人

・専科研修 ボランティアコーディネーターコース 平成 19 年度修了者 24 人

・専科研修 企画担当者コース 平成 19 年度修了者 28 人

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

本研修を通して、より効果的に自然解説を行う技術等を学び自然解説者として技術向上が図られた。平成 20 年度においても本研修を実施し、技術向上を図る。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

平成 20 年度においては、これまで受講した者の各施設における役割や各施設における指導者の状況調査やその課題、これら指導者の育成手法等を実施することとしている。

調査内容項目 a) について

○国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業

) 施策の概要

「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の 10 年』実施計画」(平成 18 年 3 月、国

連持続可能な開発のための教育の 10 年関係省庁連絡会議決定)の初期段階における重点的取組事項である ESD の「地域における実践」を支援し、その取組を全国に普及させるため、環境保全を中心とした課題を入り口とした持続可能な地域づくりに向けた地域課題の解決をテーマとする教育活動(ESD)を行う地域を公募により採択し、各地における実践を通じて、「地域に根ざした ESD」を実施する際に有用な情報をとりまとめるほか、各地方ブロックにおける ESD 推進のための自治体、学校、NPO 等の継続的な情報交換等の場として、地方 ESD 推進フォーラムを開催する。

）施策の実施状況

平成 18～19 年度においては、公募により選定された全国 14 地域で事業を実施した。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

各地における事業及び ESD 推進フォーラムの実施により、幅広い関係者の参加を得た。今後も引き続き、各地域及び各ブロックにおける ESD の実践・普及を推進する。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

平成 18～20 年度までの事業成果をとりまとめ、普及させるとともに、ドイツで開催予定の ESD 中間年の会議を契機として、全国の各地域における ESD の実践を更に推進するため「国連持続可能な開発のための教育の 10 年促進事業」の拡充予算要求を行う。(予定)

調査内容項目 a)について

○持続可能な開発のための教育(ESD)を担うアジア高等教育機関人材育成事業

）施策の概要

「21 世紀環境立国戦略」でアジア環境人材育成イニシアティブとして位置づけられた国際的に活躍する環境人材の育成の具体化を図るため、産学官民連携環境人材育成コンソーシアムを立ち上げ、アジアの環境系大学院間のネットワークを通じたアジア規模で活躍する環境リーダー育成支援、一般学生への環境教育プログラム開発等を通じ、高等教育機関における環境人材の育成を行う。

）施策の実施状況

平成 20 年 3 月に「持続可能なアジアに向けた高等教育における環境人材育成ビジョン」を策定し、今後の方向性を示した。

）施策の効果・課題・今後の方向性

今後は、ビジョンに基づき、環境人材の育成を進めていく。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

産学官民の連携によるコンソーシアムの立ち上げ、アジア規模で活躍する環境リーダーの育成支援、一般学生に対する環境教育プログラムを開発・実証、次世代リーダーの環境保全活動を支援のため予算要求を行う。

調査内容項目 c) について

○地球環境パートナーシッププラザの運営

）施策の概要

持続可能な社会の構築のため、行政・事業者・国民・NPOと行った各主体が相互に協力・連携した自主的積極的取組を行うことが重要であり、環境省では平成8年度に「地球環境パートナーシッププラザ」、「環境パートナーシップオフィス」を設置し、民間活動支援の推進を図っている。

）施策の実施状況

環境NPO支援及び各主体間のネットワーク構築の促進のため、プラザホームページ、メールマガジン、環境らしんばん等インターネットを活用して幅広く環境情報を全国に発信している。また、政策、企業のCSR、ESDの協働を促す場づくりを行っている。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

環境NPOへの支援を行うとともに各主体間のネットワーク構築を促進し、情報の集積・交換・提供を行ってきた。ホームページや環境らしんばんへのアクセス、利用者数、メールマガジンの発行回数、読者数は増加しており、セミナー等の開催も充実してきた。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

各地方EPOと連携して事業型環境NPOの立ち上げ支援等地球環境パートナーシッププラザの機能の強化・拡充をしていく。

調査内容項目 c) について

○地方環境パートナーシップオフィス（地方EPO）の運営

）施策の概要

環境政策についての企業、NPOとの意見交換の場づくりや環境保全のための行政、企業、NPOの具体的な協働事業づくりを促すプラットフォームとして全国的に展開するとともに、各地方EPO共通の課題について検討し、EPOのネットワークを活かした活動の展開を図る。

）施策の実施状況

環境パートナーシップによる取組を全国的に拡大するため、平成16年度より地方環境パートナーシップオフィスの整備を進め、平成19年度までに全国7箇所に設置し、行政、企業、NGO等の間の対話の場づくり、地域での活動の紹介、情報の共有、環境行政についての情報提供・普及を実施している。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

地方公共団体や企業がNPOとのパートナーシップによる取組を始めている事例が各地域で出ているなど、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。

）課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

事業型環境NPOの立ち上げ支援等、各地方環境パートナーシップオフィスの機能の強化・拡充を図っていく。

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組
調査内容項目	地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 地域資源を活かした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性 b) 地域における国、地方自治体、NPO 及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性
関係府省(回答府省)	農林水産省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	農林水産省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)、b)について ○バイオマスタウンの推進 地域に賦存する未利用のバイオマスをはじめ、環境資源の保全と有効活用及び地域の特性を踏まえた創意工夫あふれる地域づくりのための取組として、農林水産省では以下の取組を実施している。 ）施策の概要 平成 18 年 3 月に閣議決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、市町村が中心となり広く地域の関係者の連携の下、地域の発意に基づく様々な工夫を凝らしたバイオマスの利活用を推進する「バイオマスタウン」の構築を推進する。 ）施策の実施状況 平成 20 年 7 月末現在、全国約 1,800 市町村のうち、153 市町村がバイオマスタウン構想を策定・公表しており、バイオマス・ニッポン総合戦略の目標である 300 地区に向け、予算・税制・法律等の支援を継続的に実施していくこととしている。 ）施策の効果・課題・今後の方向性等 平成 17 年 2 月のバイオマスタウン構想第 1 回公表から本年 3 月までのおよそ 3 年間で 24 回の公表を実施、年平均でおよそ 50 の構想が公表されており概ね順調に進展している。ひきつづき、従来どおり市町村規模で可能な市町村の支援を図る一方で、 ・ 地域特性や課題を共有する複数の市町村が協力して取り組むケース ・ 特定のバイオマスを広域から効率的に収集し、活用するケース ・ 都市と農村がお互いの特性や課題を解決するため得意とするバイオマス利活用を分担し実行するケース 等、バイオマスタウンの新たな形についてのガイドラインを作成し、全国の多様な地域における様々な課題解決に資する施策となるよう検討する必要がある。	

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成 20 年度より「バイオマス利活用加速化事業」を推進し、バイオマスタウンの新たな発展モデルを構築するとともに、バイオマスタウン構想が実現した際の経済的、社会的効果の把握や、バイオマス利活用による環境負荷低減効果の定量化などを実施・検討しているところである。

また、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携による低コストでのバイオ燃料の安定供給に向けた取組を支援する「農林漁業バイオ燃料法」の制定やバイオ燃料製造設備に係る軽減措置の創設を検討する等、バイオマスタウン構築を加速化させる取組を推進する。

調査内容項目 a) について

○ 農山漁村地域力発掘支援モデル事業

) 施策の概要

地域住民や都市住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手としてとらえ、これらの協働により、「農山漁村生活空間」を保全・活用するモデル的な取組を直接支援するものである。

) 施策の実施状況

平成 20 年度より実施しており、全国 327 地区をモデル地区として選定したところである。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

施策の実施により、地域住民等の多様な主体による、地域資源を活用した持続可能で活力ある農山漁村づくりのモデルを構築することを目標とする。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

事業実施期間が平成 20 年度～24 年度であり、引き続き平成 21 年度も予算要求を行っている。

調査内容項目 b) について

○ 農地・水・環境保全向上対策

過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の保安全管理が困難になってきている現状や、環境問題に対する国民の関心が高まってきている状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農林水産省では農地・水・環境保全向上対策を実施している。

) 施策の概要

農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を実施する地域等を支援するものである。

) 施策の実施状況

農地・水・環境保全向上対策については、平成 19 年度より本格導入され、実施状況としては、平成 20 年 7 月 15 日現在、全国で 1 万 9 千(前年度比 9.7%増)の活動組織が 135 万 ha(前年度比 16.5%増)の農地を対象に農地・農業用水等の保全を図る共同活動に取り組んでいる。例えば、自治会、消防団、NPO等の地域の多様な主体が参画し、田んぼの生き物調査、水質調査、景観形成活動など、地域の創意工夫を活かした多様な環境資源の保全に資する活動が取り組まれている。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

農業者以外の者を含めた多様な主体による地域ぐるみの効果の高い活動と先進的な営農活動がさらに多くの地域で取られるよう、更なる対策の浸透を図るとともに、施策評価に向け、様々な観点から定量的・定性的に本対策の効果を把握するための手法を検討する。

調査内容項目 b)について

○環境・生態系保全活動支援調査・実証事業（重点調査事項 の再掲）

）施策の概要

漁業者が中心となり取り組んでいる藻場・干潟の維持・管理等の環境・生態系保全活動は、漁場環境の保全や漁業生産性の向上のみならず、幅広く国民に利益をもたらす公益的機能を有している。

一方、漁業を取り巻く経営環境の悪化などによる漁業者の減少・高齢化の進展などから、従来、漁業者が果たしてきたこれらの活動の低下が懸念されている状況にある。

このため、これら公益的機能の維持・強化を図り、漁業の存続・発展と多面的機能の維持・増大を促進するため、支援手法や実施体制の確立に必要な調査や実証試験による実効性の検証を行う。

）施策の実施状況

平成 19 年度については、14 道府県 24 地域において藻場・干潟等の試行的保全活動を行い、支援手法の検討に資する基礎データが収集された。

また、会報の発行やシンポジウムの開催により、普及・啓発に努めた。

）施策の効果

平成 20 年 5 月に環境・生態系保全活動支援制度検討会が立ち上げられ、本事業で得られたデータ等から、漁業者と市民による藻場・干潟等の保全活動への支援制度の検討が開始された。

）今後の方向性

平成 20 年度についても、前年と同様に実証試験を実施し、情報を収集するとともに、環境・生態系保全活動支援制度検討会を開催し、漁業者と市民による藻場・干潟等の保全活動への支援制度について、確立を図る。また、新規予算事業として、環境・生態系保全活動支援事業、環境・生態系保全活動支援推進事業を検討中である。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組
調査内容項目	地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 地域資源を活かした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性 b) 地域における国、地方自治体、NPO 及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性
関係府省(回答府省)	農林水産省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	農林水産省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)、b)について 国土交通省では、環境保全の取組及び地域それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組として以下の施策を行っている。 水とみどりのネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり 市町村の緑の基本計画や景観計画に基づく緑地環境整備総合支援事業の推進及び都市水路の再生・創出等の推進による水と緑のネットワーク形成を通じ、うるおいあるまちづくりを支援している。 河川管理への住民参加（重点調査事項 の再掲） 河川管理者、地方公共体、市民団体等が役割分担を定め、河川美化活動等を協働で実施している。平成 18 年度においては、711 の市民団体が河川敷等の清掃や草刈り等の美化活動を行い、河川管理に参加した。（大臣管理区間） 良好な海域環境の保全・再生・創出 良好な海域環境を保全・再生・創出するため、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した干潟の整備等を推進している。再生された干潟は、潮干狩りに訪れる観光客で賑わうなど地域づくりとしても一定の役割を果たしている。 北海道に適した新たなバイオマス資源導入促進事業 寒冷な北海道に適し、食料需給に影響しないバイオマス資源（資源作物としてのヤナギ）について、エタノールとしての活用など安定的生産・利活用システムの確立・普及方策に関する調査を行う。本調査を通じて、新たなバイオマス資源の導入促進とともに、地域活性化の役割を果たすことを目指すものである。	

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	環境省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組
調査内容項目	地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。 a) 地域資源を活かした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性 b) 地域における国、地方自治体、NPO 及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性
関係府省(回答府省)	農林水産省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	農林水産省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)について ○低炭素地域づくり面的対策推進事業 ）施策の概要 歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）の実現に向け、風の道等の自然資本の活用や、未利用エネルギーの活用、公共交通の利用促進等の面的な対策を推進するため、CO2削減シミュレーションを通じた実効的なCO2削減計画の策定を支援する。 ）施策の実施状況 平成 19 年度は、委託事業及び補助事業を高知市 1 箇所において実施した。 平成 20 年度は、委託事業を全国 25 箇所において実施している。 ）施策の効果・課題・今後の方向性等 平成 19 年度の補助事業については、進捗に遅れが見られたものの、20 年度中に稼働予定である。 また、平成 19 年度より、委託事業を通じて「低炭素地域づくり計画」の策定を支援しているところであるが、平成 20 年 6 月の地球温暖化対策推進法の改正（都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画において、区域の温室効果ガスの排出抑制等のための施策を定めることを義務づけ）を受け、地域における施策の計画的推進の必要性・重要性が、今後ますます高まっていくものと考えられる。 ）課題を踏まえた検討中の制度改正等 策定された「低炭素地域づくり計画」の一層の推進を図るため、平成21年度予算概算要求において、計画に基づく事業の実施に対する補助金について、拡充要求を検討しているところ。	

○ コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業

） 施策の概要

地域において社会的に価値のある事業に対し出資（直接金融）・融資（間接金融）等を行うコミュニティ・ファンド等が、環境面や社会面を適切に評価した上で出資・融資等を行う事業を決定できるよう、コミュニティ・ファンド等に対し、評価手法の検証等を通じた支援を行う。

） 施策の実施状況

平成 19 年度は、間接金融に関するモデル事業を 4 箇所、直接金融に関するモデル事業を 4 箇所、計 8 箇所において実施した。

平成 20 年度は、間接金融・直接金融を組み合わせた形でのモデル事業を全国 5 箇所において実施している。

） 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 19 年度より実施しているが、平成 19 年度のモデル事業により、コミュニティ・ファンド等の実態を明らかにするとともに、運営に当たった課題を抽出することができた。これを踏まえて、平成 20 年度は、コミュニティ・ファンド等による市民出資・市民金融といった手法を活用しながら、地域連携を通じて環境コミュニティ・ビジネスを資金的・非資金的に支える仕組みを構築するためのモデル事業を実施しているところ。

） 課題を踏まえた検討中の制度改正等

コミュニティ・ファンド等による市民出資・市民金融の仕組みを一層促進するための政策手法について研究・検討するため、平成21年度予算の要求を検討しているところ。

○ 温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業

） 施策の概要

各都道府県ごとに地球温暖化対策に効果的な取り組みを一村一品として取り上げ、各地域メディア等と連携して啓発し、地域レベルでの温暖化防止の知恵の環を広げるとともに、全国品評会を通じて、日本全国にそれぞれの取り組みを紹介し、温暖化対策の推進を図る。

） 施策の実施状況

平成 19 年度は、ストップ温暖化！「一村一品大作戦」事業を全国 4 7 箇所で実施した。

平成 20 年度は、同事業を全国 4 7 箇所において実施している。

） 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 21 年度は、同事業を全国 4 7 箇所において実施する予定。

○ エコツーリズム総合推進事業

） 施策の概要

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施する。

）施策の実施状況

- エコツーリズム啓発事業
 - ・エコツーリズムフォーラム等の開催
 - ・エコツアー総覧の運営
- ノウハウ確立事業
 - ・web サイトの運営
 - ・エコツーリズム大賞
 - ・全国セミナーの開催
- エコインストラクター人材育成事業（平成 19 年度～平成 21 年度事業）
 - ・平成 19 年度 79 人受講
- 国立公園等におけるエコツーリズム支援事業
 - ・国立公園等におけるエコツーリズムの仕組みづくり
 - ・世界遺産地域等のエコツーリズム推進
 - ・エコツーリズム推進法に基づく協議会を設置する地域への支援（平成 20 年度～）

）施策の効果・課題・今後の方向性等

エコツアー総覧アクセス件数は順調に増加しているほか、エコインストラクターの育成やセミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践により、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起こす観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。

さらに、「エコツーリズム推進法」に基づき政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」が平成 20 年 6 月に閣議決定され、適正なエコツーリズムの仕組みを整えてきている。

今後は、エコツーリズム推進法の適正かつ効果的な運用を図り、エコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、資源管理のための科学的評価手法に関する調査検討や戦略的広報などさらなる取組が必要である。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

新たに資源管理のための科学的評価手法に関する調査研究や専門家による地域へのアドバイザー派遣等に加え、法に基づき取り組むべき事項を踏まえた平成 21 年度予算概算要求するところ。

調査内容項目 b)について

- 「循環・共生・参加まちづくり表彰」

）施策の概要

住民・企業等との協働を図りながら環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組み、特に顕著な実績をあげている市町村等を、環境大臣が表彰する。この表彰は地域に根ざした活動を一層推進する上での励みとなるとともに、他市町村等の取組に役立つ模範を広く示すことを目的としている。

）施策の実施状況

平成 19 年度は、全国 7 自治体を表彰した。

平成 20 年度は、8 月に表彰対象団体の推薦を募集開始。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 2 年度より「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」として実施してきた表彰制度を、平成 15 年度に現在の名称に変更したものである。昨年度までに受賞した団体は合計 100 団体を超えるなど、地域での環境保全の取組は着実な進捗をみせている。

一方、表彰への推薦件数は年々減少傾向にあることから、今後は、表彰団体の P R やフォローアップ方策を含め、より一層の推進を図るべく改善を検討する必要がある。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

地域における環境への取組の一層の推進を図るため、平成21年度予算概算要求において、これまでの表彰団体をフォローアップするための拡充要求を検討しているところ。

○環境と経済の好循環のまちモデル事業

）施策の概要

地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、環境保全活動を通じた地域コミュニティの再生・創生を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による経済の活性化を同時に実現する、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創る。

）施策の実施状況

平成 19 年度は、平成 17 年度選定地域を始め、全国 13 地域の事業を支援した。

平成 20 年度は、平成 18 年度選定地域 1 地域における事業を支援している。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 16 年度より実施しているが、地域における温暖化対策をはじめとした環境保全の取組については着実に進展していることに伴い、モデル地域数は 20 地域を超え、その一部については、「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」で表彰を受けるなど、一定の役割を果たしつつある。このため、今後は、全国のモデル事業として各地域での取組を積極的に広報するなど、波及効果についてより一層の推進を図るべく改善を検討する必要がある。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

本事業については、平成 20 年度でハード整備は終了。今後は、効果測定や広報を中心に実施する。

○地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業

）施策の概要

地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備を図るため、モデル地域において、地域における環境技術開発人材ネットワークの形成、地域の資源をいかした産学官連携による地域環境問題の解決と地場産業をいかした環境技術開発、成果の全国への普及を行う。

）施策の実施状況

平成 19 年度は、モデル事業を全国 4 箇所、成果普及のためのワークショップを全国 2 箇所にお

いて実施した。

平成 20 年度は、モデル事業を全国 4 箇所、成果普及のためのワークショップを全国 3 箇所（予定）において実施している。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 19 年度より実施しており、モデル地域における地方環境研究所を中心とした技術開発を着実に進展している。その中で得られた産学官連携のノウハウ、成果をモデル地域以外の地域にも普及するためにワークショップを開催しており、平成 19 年度は大阪府及び川崎市において、いずれも 100 名以上の参加者があった。引き続き、モデル地域における技術開発を実施するとともに、ワークショップの開催数も限られることから、マニュアルを取りまとめ、全国のちほう環境研究所へ情報提供していくこととしている。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

地域における産学官連携の取組みの一層の推進を図るため平成 21 年度予算概算要求において引き続き要求していくこととしている。

○ 街区まるごと CO2 20%削減事業

）施策の概要

大規模宅地開発の機会をとらえて、複数の主体が協調し、二酸化炭素排出量の大幅な削減が見込める対策をエリア全体で導入し、街区等をまるごと省 CO2 化する面的対策を行い、エリア全体での二酸化炭素排出量を 20% 以上削減する。

）施策の実施状況

平成 19 年度は、街区まるごと CO2 20%削減事業を全国 3 箇所、埼玉県越谷市の越谷レイクタウン等において実施した。

平成 20 年度は、事業を全国 6 箇所において実施している。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 18 年度より実施しており、目的となるモデル街区の形成については着実に進展しており、また各事業効果の評価検証についても、モデル街区の設計段階及び設備稼働段階における評価を行っているところである。平成 18 年度から実施している 3 街区については、今年度完成することから、今後は設備利用段階の評価を行い、街区形成の各段階における普遍性のあるデータを収集し、それを広く提供・周知していくため、事業のより一層の推進を図る必要がある。

また、平成 20 年度より新たに 3 街区における取組が始まったところである。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

来年度も継続して行う 3 街区に新規提案を加えて、街区まるごと CO2 20%削減事業の一層の推進を図るため、平成 21 年度予算についても継続的に要求を検討しているところ。

○ SATOYAMA イニシアティブ推進事業

）施策の概要

未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定を進め、バイオマスや環境教育など地域の資源の新

たな利活用、希少種の保護などへの多様な主体の参加促進を通じ、地域の自律的な取組が進む仕組みを再構築する。

また、自然共生社会を地球全体で実現するため、世界各地の自然共生の智慧と伝統を再興し、発展させて活用することを「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に提案。

）施策の実施状況

平成 19 年度は、ホームページ「里なび」を開設し、里地里山でのボランティアを希望する一般住民等に対し、里地里山の専門家、各地で活動している団体の情報を発信するとともに、都市住民等を対象にしたシンポジウムを 2 回（東京、京都）研修会を全国 10 地域で開催した。

平成 20 年度は、平成 19 年度の取組に加え、生物多様性、景観、文化、資源利用等多様な観点から、国土全体の中で将来にわたり引き継ぎたい重要里地里山を選定するとともに、里地里山の新たな利活用方策等を検討する予定。

）施策の効果・課題・今後の方向性等

重要里地里山は他の地域のモデルとなるものであることから、重要里地里山についての情報発信を強化していくとともに、地域の取り組みの継続・促進を図るための支援を行う必要がある。

また、本年 5 月に神戸で開催された G 8 環境大臣会合で採択された「生物多様性のための行動の呼びかけ」では、SATOYAMA イニシアティブを国際的に推進していくことが合意され、生物多様性条約 COP9 では、環境大臣が SATOYAMA イニシアティブの促進を国際社会に表明したところであり、この取組を早急かつ強力に推進して国際社会に根付かせ、世界全体にわたる自然共生社会の構築に貢献していく必要がある。

）課題を踏まえた検討中の制度改正等

重要里地里山への支援策を講じるとともに、SATOYAMA イニシアティブの更なる推進を図るため、世界各地の自然条件と社会条件に適した自然資源管理のモデルの検討・構築、国際的な枠組みの構築、自然資源管理についての情報を発信するポータルサイトの整備等を実施するため、平成 21 年度予算概算要求において SATOYAMA イニシアティブ推進事業の拡充要求等を検討しているところ。